

成年後見を考えるときに

(1) 成年後見全般

◆『ガイドブック成年後見制度 そのしくみと利用法』第3版

清水敏晶著 成年後見センター・リーガルサポート監修 法学書院 2017.10
(324.6/5089/2017)

ある家族に起こった様々な事件を素材に成年後見制度を解説。豊富な書式や役立つ情報を掲載するとともに、成年後見制度を活用するための提案も収録。

◆『成年後見のことならこの1冊』第4版

堀川末子，石黒清子監修・執筆，林原菜穂子〔ほか〕執筆 自由国民社 2017.7
(324.6/5177/2017)

「ケーススタディ編」と「手続編」で構成され、成年後見制度のしくみや利用法をわかりやすく解説。巻末に関連書式も掲載。

◆『すぐに役立つ入門図解最新成年後見のしくみと申請手続き』

安部高樹監修 三修社 2016.11 (324.6/5303/2016)

図や書式を豊富に掲載して、法定と任意制度の違い、申請手続き、登記、財産管理業務ほか、関連する制度を解説。

◆『成年後見人をたてないとダメといわれたら読む本』改訂版

桑智仁著 セルバ出版 2016.8 (324.6/5197/2016)

成年後見人の立て方、利用の仕方など実例をもとにわかりやすく解説。

◆『老後の面倒はだれが見るのか 成年後見人の仕事』

石川徹著 里文出版 2014.9 (324.6/5253/2014)

成年後見人・支援者の活動現場からの報告。後見制度の切り札・NPO法人についての提言も収録。

◆『成年後見の法律相談』第3次改訂版

赤沼康弘，鬼丸かおる編著 学陽書房 2014.4 (324.6/5080/2014)

法定後見・任意後見制度、任意の財産管理・身上監護契約から福祉制度と成年後見、支援のネットワークまで、手続や制度の利用、運用について解説。

◆『Q&A任意後見入門』

井上元，那須良太，飛岡恵美子著 民事法研究会 2013.12 (324.6/5243/2013)

判断能力が不十分になった時に備えるために創設された「任意後見制度」の概要から、契約の締結・終了、任意後見人の職務まで、制度全般についてQ&A形式で平易に解説。

(2) 成年後見人になったら

◆『事例に学ぶ成年後見入門 権利擁護の思考と実務』第2版

大澤美穂子著 民事法研究会 2017. 4 (324. 6/5261/2017)

施設入所手続、医療同意、対立親族への対応、死後事務、財産管理など、業務開始から終了までの具体事例を通して、後見人・後見監督人としての対応と手続を解説。

◆『Q&A「成年後見」実務ハンドブック』平成28年12月改訂

田中亮一著 セルバ出版 2017. 1 (324. 6/5146/2017)

成年後見制度の基礎から、著者の実務経験を基にした成年後見人等の実務処理ポイントまでを網羅し、Q&A形式でわかりやすく解説。

◆『これで安心!これならわかるはじめての成年後見 後見人の心得お教えします』

第2版 成年後見センター・リーガルサポート編著 日本加除出版 2015. 6

(324. 6/5145/2015)

成年後見人として行うべきことが流れに沿ってわかるよう、成年後見のしくみと「成年後見人」に選ばれた人が出会う様々な疑問点や心配ごとをQ&A形式でわかりやすく解説。

◆『今日から成年後見人になりました いちばんわかりやすい成年後見の本』

児島明日美, 村山澄江著 自由国民社 2013. 11 (324. 6/5239/2013)

初めて成年後見人になった人を対象に、制度の概要や実際の仕事について解説。

◎成年後見に関するホームページ

・「成年後見制度～成年後見登記制度～」(法務省)

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html>

成年後見制度及び成年後見登記制度について、Q&A形式でわかりやすく解説。

・「後見(こうけん)サイト」(東京家庭裁判所)

<http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/koken/index.html>

成年後見及び未成年後見に関する手続の流れを案内。申立書等の様式(PDF、ワード、エクセル)がダウンロード可能。また、東京家庭裁判所本庁(後見センター)への問い合わせが多い質問等がまとめられている。

・「公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート」

<http://www.legal-support.or.jp/>

相談窓口の検索や、「一人暮らしになり将来が不安」「将来は任意後見で万全？」等のケーススタディを掲載。また、今の自分の気持ちを残せる「私の成年後見ノート」(PDF)がダウンロード可能。

☆以上は所蔵している資料の一部です。関連する資料は、該当の分類番号の書架

(1 階法律情報コーナー及び 2 階閲覧室)をご覧ください。